

作成日 1995 年 4 月 1 日

改訂日 2025 年 4 月 1 日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 : 塩 酸 (Hydrochloric acid)
会社名 : 南海化学株式会社
住所 : 大阪市西区南堀江 1 丁目 12 番地 19 号 電話番号 06-(6532)-5591
担当部門 : 和歌山工場 品質管理部 製品管理品質保証グループ
電話番号 : 073-(423)-2291
FAX 番号 : 073-(436)-6672
緊急連絡先 : 営業本部 大阪ケミカル営業部 電話番号 06-(6532)-5591
和歌山工場 無機製造部 電話番号 073-(423)-2291
推奨用途及び使用上の制限 : 中和、pH 調整、排水処理、金属加工、イオン交換樹脂の再生、化学品の原材料、医薬品の製造、食品製造用、分析用試薬 等
整理番号 : 002

2. 危険有害性の要約

GHS 分類:

物理化学的危険性

爆発物	区分に該当しない
可燃性ガス	区分に該当しない
エアゾール	区分に該当しない
支燃性・酸化性ガス	区分に該当しない
高压ガス	区分に該当しない
引火性液体	区分に該当しない
可燃性固体	区分に該当しない
自己反応性化学品	区分に該当しない
自然発火性液体	区分に該当しない
自然発火性固体	区分に該当しない
自己発熱性化学品	区分に該当しない
水反応可燃性化学品	区分に該当しない
酸化性液体	区分に該当しない
酸化性固体	区分に該当しない
有機過酸化物	区分に該当しない
金属腐食性化学品	区分 1
鈍化性爆発物	区分に該当しない

健康有害性

急性毒性 (経口)	区分 4
急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類できない
急性毒性 (吸入: 粉塵)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: ミスト)	区分 4
皮膚腐食性/刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分に該当しない
生殖毒性	分類できない

環境有害性	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（呼吸器系）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（呼吸器系、歯）
	誤えん有害性	区分1
	水生環境有害性 短期（急性）	区分1
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分に該当しない
	オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：危険

危険有害性情報：金属腐食性のおそれ
 飲み込むと有害
 吸入すると有害
 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
 臓器の障害（呼吸器系）
 長期にわたる又は反復ばく露により臓器の障害（呼吸器系、歯）
 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性

注意書き：

安全対策

使用前に本 SDS を読み、理解するまで取り扱わないこと。
 他の容器に移し替えないこと。
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 ミスト・蒸気・スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後は手、顔などをよく洗うこと。
 適切な保護手袋、保護衣、保護長靴、安全帽、保護眼鏡、保護面などを着用すること。
 環境への放出を避けること。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

応急処置

直ちに医師に連絡すること。
 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。
 飲み込んだ場合は口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 吸入した場合は空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合は水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 皮膚（または髪）に付着した場合は直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を、流水、シャワーと石鹸でよく洗うこと。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合は医師に連絡すること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出した場合、物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

保管

耐腐食性・耐腐食性内張りのある容器に保管すること。
 容器を密閉して、直射日光を避け、火気・熱源から遠ざけて、涼しい所、換気の良い所に施設して保管すること。

廃棄

内容物、容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従い、廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性

：多くの金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火爆発することがある。
 塩基と激しく反応して腐食性を示し、酸化剤とも激しく反応して有毒のガス（塩素）を生成する。
 空気と触れると、腐食性のヒューム（塩酸）を発生する。

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

：眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。
 この物質は肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。また、歯を侵食することがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 混合物	
化学名又は一般名	: 塩化水素	水
別名	: 塩酸	
化学特性（化学式等）	: HCl	H ₂ O
CAS番号	: 7647-01-0	7732-18-5
濃度又は濃度範囲（含有量）	: 35 %（水割り品 5～30%）	65%（70～95%）
官報公示整理番号（化審法・安衛法）	: (1)-215	該当しない
TSCA	: 有り	
EINECS	: 2315957	
GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物	: 特になし	

4. 応急措置

吸入した場合	: 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動する。 呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。 呼吸が止まっている場合、又は呼吸が弱い場合には衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で人工呼吸（又は、酸素吸入）を行う。 身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	: 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぐ。 皮膚を、流水、シャワーでよく洗う。洗浄が遅れたり、不十分だと、皮膚の障害を生じるおそれがある。直ちに医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。 その後も洗浄を続ける。洗浄が遅れたり、不十分だと、不可逆的な眼の障害を生ずるおそれがある。 直ちに眼科医の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐ。無理に吐かせない。 口をすすいだ後、直ちに医師の手当てを受ける。無理に吐かせてはならない。 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	: 眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。 この物質は、肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。また、歯を侵食することがある。
応急措置をする者の保護	: 救助者は、ゴム手袋、安全ゴーグルなどの保護具を着用する。 救助者は、被災者に触れないようにして、手持ちホースからの大量の水で有害物質を洗い落とす。
医師に対する特別な注意事項	: 特になし

5. 火災時の措置

消火剤	: 本製品は不燃性である。周辺火災に適した消火剤を使用する。
使ってはならない消火剤	: データなし
火災時の措置に関する特有の危険有害性	: 塩酸は爆発性でも引火性でもないが、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
特有の消火方法	: 塩酸自体は、不燃性であるが、周辺火災の場合、以下の措置を行う。 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。 危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。 移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 容器、周囲の設備などに散水して冷却する。 消火活動は、可能な限り風上から行う。

- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、状況に応じた保護具（例えば、耐熱手袋、ゴーグル型保護眼鏡、空気呼吸器）を必ず着用する。燃焼または高温により有毒なガス（塩化水素）が生成するので、呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 漏れた場所の周辺から人を退避させると共に、危険性、有害性を知らせる。
- 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 作業の際は保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着したりガスを吸入しないようにする。
- 風上から作業し、風下の人を避難させる。

環境に対する注意事項

- : 悪臭、有害性、又は刺激性が強いので、周辺の住民に漏洩の起きたことを通知するなどの適切な措置を行う。製品が河川等に排出され、環境へ影響を与えないように回収などの措置を講ずる。処理の際、濃厚な廃液が下水溝、河川、田畑などへ流入しないように注意する。
- 環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- : 少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収させて、密閉できる耐腐食性の空容器に回収する。大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- 本製品は銹酸なので、徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰などで中和し多量の水で洗い流す。濃厚な廃液を下水溝、表流水、地下水に流してはいけなない。

二次災害の防止策

- : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- 危険なく対処できる場合は、漏出源を遮断し、漏れを止める。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策（局所排気・全体換気等）

- : 作業は、局所排気内、又は、全体換気の設備のある場所で取扱う。
- 取扱い場所の周辺での火気、スパーク、高温物の使用は禁止する。
- みだりにミスト、ヒュームが発生しないように取扱う。
- 吸入、皮膚への接触を防ぎ、又、眼に入らないように適切な保護具を着用する。換気が不十分な場合には、呼吸用保護具を着用する。
- 取扱い場所の近くには、手洗い、洗眼などの設備を設け、取扱い後には、手、顔などをよく洗う。

安全取扱い注意事項

- : 酸性なので、アルカリ製品と接触を避ける。
- 鉄などを錆びさせる為、設備には防錆加工が必要である。
- 金属と反応する為、適切な材質を選択する。

接触回避

- : 「10. 安定性及び反応性」を参照

衛生対策

- : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしない。
- 取扱い後は手をよく洗う。

保管

安全な保管条件

- : 直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。
- 密栓した容器に保管する。
- アルカリと一緒に保管してはならない。
- 劇物に該当するので、施設出来る場所に保管する。

安全な容器包装材料

- : 腐食性が強いので、銹鉄製の物は使用できない。
- ゴムライニングの鉄製タンク、FRP製タンクまたはポリエチレン製容器に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	： 取り扱い場所には、全体換気装置を設置する。 密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。 取り扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設け、その位置を明確に表示する。
管理濃度	： 設定されていない。
許容濃度	日本産業衛生学会（2020 年版）： 最大許容濃度 2ppm (3.0mg/m ³) ¹⁾ ACGIH（2021 年版）： STEL 天井値 2ppm ²⁾
保護具	
呼吸器の保護具	： 酸性ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器
手の保護具	： 耐酸性手袋
眼・顔面の保護具	： 保護眼鏡、ゴーグル、保護面
皮膚及び身体への保護具	： 安全帽、保護服、保護前掛け、保護長靴
特別な注意事項	： 特になし

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状態、形状、色など）	
物理的状態	： 液体
色	： 無色または淡黄色透明
臭い（臭いの閾値）	： 刺激臭、1 - 5 ppm ⁴⁾
pH	： 強酸性
融点・凝固点	： -34℃（濃度 35%） ³⁾
沸点、初留点と沸点範囲	： 残留液 58℃、留出液 108℃（濃度 35%） ³⁾
引火点	： 不燃性 ⁴⁾
自然発火	： 不燃性 ⁴⁾
可燃性	： 不燃性 ⁴⁾
燃焼限界及び爆発限界／可燃限界	： 不燃性 ⁴⁾
蒸気圧	： 1.41 kPa (20℃、濃度 30%) ⁴⁾
比重（相対密度）	： 1.18 (15℃、濃度 35%) ⁵⁾
溶解性	： 水に完全に溶解する。 ⁴⁾
n-オクタノール／水分分配係数（log 値）	： データなし
分解温度	： データなし
相対ガス密度	： データなし
動粘性率	： データなし
粒子特性	： 該当しない
その他のデータ	： 特になし

10. 安定性及び反応性

反応性	： この製品自体は不燃性であり、それ自身は燃えない。酸化剤と激しく反応し、有毒なガス（塩素）を生成する。アルカリと激しく反応して発熱し、腐食性を示す。クロム酸塩、過マンガン酸塩、過硫酸塩と反応して塩素を発生する。また、金属の過酸化化物と反応して、その塩化物と塩素を発生する。強酸性水溶液で、多くの金属と反応して、塩化物と水素ガスを発生する。 ⁴⁾⁵⁾
化学的安定性	： 通常の条件下では、安定である。加熱により、塩化水素ガスが発生する。
危険有害反応可能性	： 強酸性水溶液で、多くの金属と反応して塩化物と水素ガスを発生する。この水素と空気が混合して爆発性混合気を生ずる。
避けるべき条件	： 混触危険物との接触
混触危険物質	： 塩基、酸化剤、金属との接触
危険有害な分解生成物	： 塩素、水素
その他	： 特になし

11. 有害性情報

＜本銘柄に関する情報が無いため、塩化水素の情報を記載する＞

急性毒性（経口）：ラット 経口 LD₅₀ 238-277 mg/kg^⑥ [区分3]

これに対して、本銘柄＜塩酸（30-38%濃度）＞においては、混合物の成分に基づく分類を適用した結果（加算式換算値：30%濃度でLD₅₀=793~923mg/kg、38%濃度でLD₅₀=626~729mg/kg）より、「区分4」とした。

急性毒性（経皮）：ウサギ 経皮 LD₅₀ >5,010 mg/kg^⑥ [区分に該当しない]

急性毒性（吸入：気体）：ラット 吸入 LC₅₀ (4hr 換算値) 1,411 ppm^⑥ (ガス) [区分3]

これに対して、本銘柄＜塩酸（30-38%濃度）＞は、GHS の定義では液体に該当するので、「区分に該当しない」とした。

急性毒性（吸入：蒸気）：データなし

急性毒性（吸入：粉じん）：データなし

急性毒性（吸入：ミスト）：塩化水素のエアゾールのデータ、ラット LC₅₀ (1hr) =1.68mg/L^⑥

これに対して、本銘柄＜塩酸（30-38%濃度）＞においては、上記数値の4hr 換算値0.42mg/L から、混合物の成分に基づく分類を適用した結果（加算式換算値：30%濃度でLC₅₀=1.4mg/L、38%濃度でLC₅₀=1.1mg/L）より、「区分4」とした。

皮膚腐食性／刺激性

：ヒト 潰瘍や熱傷の記録がある。^⑥ [区分1]

ラット、マウス 5-30 分のばく露により皮膚の変色を伴う潰瘍を生じた。⁴⁾ [区分1]

ウサギ 1-4 H ばく露により腐食性を認めた。^⑥ [区分1]

ヒト 弱い～強い皮膚刺激性の報告がある。^⑥ [区分1]

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

：ヒト 塩酸(液)により永続的な損傷や失明の恐れがあるとの報告がある。^⑥ [区分1]

ウサギ・その他の動物 塩酸(液)ばく露により重度の刺激又は損傷性、腐食性を示すとの報告がある。^{⑥)} [区分1]

呼吸器感作性又は皮膚感作性

：呼吸器感作性

以下の理由から塩化水素は、呼吸器感作性に関して「分類できない」とする。

- ・塩化水素は、反応性気道機障害症候＜RADS＞を引き起こす物質、または、刺激物質誘導喘息物質として知られている⁷⁾。この種の喘息は、感作性を持つアレルギー性職業喘息とは異なる為、塩化水素は「感作」プロセスのない非アレルギー喘息因子である。

- ・他方、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーに関するリストでは、塩化水素は、感作性化学物質の一つとしてリストアップされている。しかしながら、その根拠となったと思われる国際喘息ガイドライン＜GINA＞の塩化水素に関する情報でもRADSとしている為、塩化水素は呼吸器感作性物質ではない。

- ・米国産業衛生専門家会議＜ACGIH＞は、塩化水素を気道感作性であるとする データは十分でないとして、「感作性」があるとはしていない。²⁾

- ・欧州CLP 規則付属VIのAnnex（危険物リスト）において、塩化水素は収載されているが、呼吸器感作性に関しては評価がない。⁸⁾ すなわち、欧州では塩化水素を呼吸器感作性とはしていない。

：皮膚感作性

ヒトおよび動物で、以下の報告がある。[区分に該当しない]

モルモット Maximization Test 陰性^⑥

マウス Ear Swelling Test 陰性^⑥

ヒト 感作誘導後 10～14 日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった。^⑥

生殖細胞変異原性（変異原性）

：in vivo の試験はショウジョウバエを用いた伴性劣性致死試験の陽性結果のみしか得られなかった。
[分類できない]

発がん性：IARC により Group 3（1992 年）、ACGIH により A4（2003 年）に分類されている。

ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はない。

ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素暴露との関係に否定的である。^⑥ [区分に該当しない]

生殖毒性

：マウス、ラット 複数の妊娠期投与試験において、児動物の発生に対する影響は認められない。また、親動物の性機能、生殖能力に対する影響については知見がない。[分類できない]

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

：ヒト 吸入暴露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。

動物試験 粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認めた。⁶ [区分1（呼吸器系）]

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

：ヒト 反復暴露の結果、侵食による歯の損傷を訴える報告が複数ある。さらに慢性気管支炎の発生頻度増加の報告もある。⁶ [区分1（歯、呼吸器系）]

誤えん有害性

：塩化水素は気体であるためGHS区分に該当しないであるが、塩酸（塩化水素水溶液）の蒸気にはばく露したり、飲み込んだ塩酸を吸引した場合には化学性肺炎を起こす可能性がある。⁹ [区分1]

その他

：情報なし

12. 環境影響情報

＜本銘柄に関する情報がない為、塩化水素の情報を記載する＞

生態毒性

水生環境有害性 短期（急性）：区分1

魚毒性：マス	LC ₅₀ (96hr) 7.45 mg/L (pH 4.12、硬水) ⁶ LC ₅₀ (96hr) 10.3 mg/L (pH 3.98、軟水) ⁶
ブルーギル	LC ₅₀ (96hr) 55.1-30.9 mg/L (pH 3.25 - 3.5) ⁶
金魚	LC ₅₀ 178 mg/L ⁹
その他：イソガニ	LC ₅₀ (48hr) 240 mg/L ⁹
オオミジンコ	EC ₅₀ (48hr) 0.492 mg/L (pH 5.3) ⁶

水生環境有害性 長期（慢性）：水溶液が銹酸となることから毒性の原因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和される。また、塩化水素のlogPow=0.25より、区分に該当しないとした。

残留性・分解性：情報なし

生体蓄積性：情報なし

土壌中の移動性：情報なし

オゾン層への有害性：モントリオール議定書に指定された物質に該当しない。

他の有害影響：情報なし

13. 廃棄上の注意

化学品（残余廃棄物）、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

化学品（残余廃棄物）：毒物及び爆発物の廃棄方法に関する基準に従って、無害化してから廃棄する。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。攪拌しながら、石灰乳、ソーダ灰などの溶液に徐々に加え中和させた後、多量の水で希釈する。

汚染容器及び包装：空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送規制（IMO）

UN No.	： UN1789
Proper Shipping Name	： HYDROCHLORIC ACID
Class	： 8 (Corrosive Substance)
Packing group	： II
Marine pollutant	： Applicable
Transport in bulk according to Annex II of MARPOL 73/78 and the IBC Code	： Applicable (Code Z)

航空輸送規制 (ICAO/IATA)

UN No.	: UN1789
Proper Shipping Name	: HYDROCHLORIC ACID
Class	: 8 (Corrosive Substance)
Packing group	: II

国内規制

陸上輸送規制 : 毒物及び劇物取締法、道路法の規定に従う。

海上輸送規制 : 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 : UN1789

品名 : 塩酸

国連分類 : クラス 8 (腐食性物質)

容器等級 : II

海洋汚染物質 : 該当

航空輸送規制 : 航空法の規定に従う。

国連番号 : UN1789

品名 : 塩酸

国連分類 : クラス 8 (腐食性物質)

容器等級 : 2

輸送又は輸送手段に関する特別な安全対策

: 容器の破損、漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れ防止を確実に進行。

毒性があるので積載する時には、保護具を装着する。

法規に規定された基準に従って輸送する。

移送時にイエローカードの携行が必要である。

緊急時応急措置指針番号 : 157 (毒性物質/腐食性物質 (不燃性/水反応性))

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 特定化学物質第3類物質 (特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号 令別表第三第3号3) 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条) 規則別表第2の309 政令名称: 塩化水素 (0.2重量%以上) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2) 規則別表第2の309 政令名称: 塩化水素 (0.1重量%以上) 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質 (規則第594条の2) : 特化則等
毒物及び劇物取締法	: 劇物 (指定令第2条別表第2) (塩化水素及びこれを含有する製剤。ただし10%以下を含有するものを除く)
大気汚染防止法	: 特定物質 (法第17条第1項、政令第10条) <塩化水素> 排出規制物質 (有害物質) (法第2条第1項3、政令第1条) <塩化水素>
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	: 有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)
船舶安全法	: 腐食性物質 (危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	: 腐食性物質 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・腐食性物質 (法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限 (施行令第19条の13、日本道路公団公示)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)	: 指定化学物質に該当しない。
水質汚濁防止法	: 指定物質 (法第2条第4項、法施行令第3条第3項) <塩化水素>
外国為替及び外国貿易法	: キャッチオール規制 (輸出貿易管理令別表第1の16項) 麻薬・向精神薬原料 (輸出貿易管理令別表第2の21の3項)
麻薬及び向精神薬防止法	: 麻薬向精神薬原料 (法第2条第7号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	: 劇物 無機薬品及びその製剤 (法第44条第2項、施行規則第204条別表第3)
水道法	: 有害物質 (法第4条第2項)、水質基準 (平15省令101)

下水道法	: 施行令第 9 条の四の物質に該当しない。
労働基準法	: 疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1）
消防法	: 貯蔵等の届け出を要する物質（200kg 以上）（法第 9 条の 2 政令別表第 2） ＜塩化水素を含有する製剤、36%以下を含有するものを除く＞
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	: 有害物（法第 2 条）＜塩化水素＞
食品衛生法	: 人の健康を損なうおそれのない添加物（則第 3 条別表第 2）

16. その他の情報

引用文献

- 1) 日本産業衛生学雑誌 vol.62 (2020) 許容濃度の勧告
 - 2) ACGIH, TLVs and BEIs Based on the Documentation of the Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices (2021)
 - 3) ソーダ技術ハンドブック 2009 (446-448 頁、日本ソーダ工業会編、2009)
 - 4) 危険物ハンドブック (ギュンター・ホンメル編、1991)
 - 5) 化学防災指針集成 (日本化学会編 丸善、1996)
 - 6) OECD: SIDS Initial Assessment Report (2002)
 - 7) National Academies Press (US); 2004
 - 8) 欧州 CLP 規則付属 VI 第 15 次 ATP (2020)
 - 9) HSDB : Hazardous Substances Data Bank (NLM ; 2007)
 - 10) 緊急時応急措置指針 (ERG2020 版) (一社) 日本化学工業協会編 (2021)
 - 11) 日本ソーダ工業会編 “塩酸 SDS”
-

問い合わせ先

担当部門 営業本部 大阪ケミカル営業部
当社和歌山工場
当社土佐工場

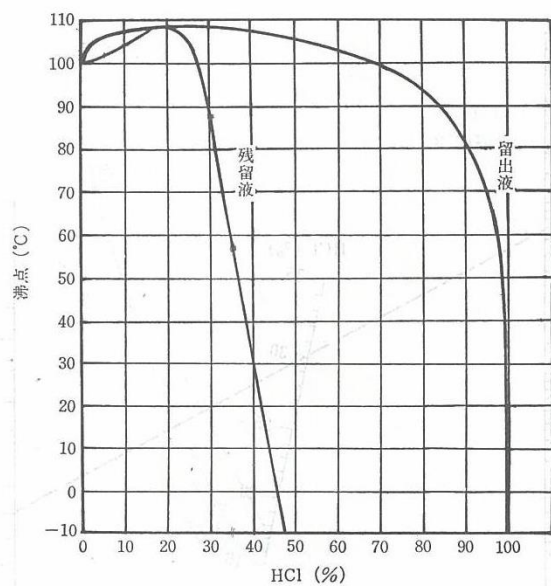
電話番号 : 06-6532-5591
電話番号 : 073-423-2291
電話番号 : 088-831-6191

記載内容に関する注意事項

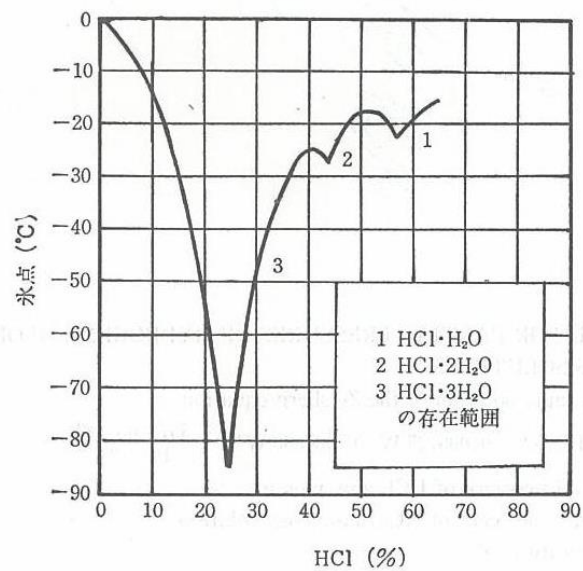
記載内容のうち、含有量、物理化学的性質などの数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので、取扱いには十分注意してください。また、注意事項は通常の実用を前提としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。

— 参 考 資 料 —

塩酸の沸点



塩酸の氷点



塩酸の密度と濃度の関係

表1 塩酸水溶液の密度と濃度の関係

20 °Cにおける密度	HCl	20 °Cにおける密度	HCl
g/ml	% (m/m)	g/ml	% (m/m)
1.000	0.4	1.105	21.4
1.005	1.4	1.110	22.3
1.010	2.4	1.115	23.3
1.015	3.4	1.120	24.2
1.020	4.4	1.125	25.2
1.025	5.4	1.130	26.2
1.030	6.4	1.135	27.2
1.035	7.5	1.140	28.2
1.040	8.5	1.145	29.2
1.045	9.5	1.150	30.2
1.050	10.5	1.155	31.2
1.055	11.5	1.160	32.2
1.060	12.5	1.165	33.2
1.065	13.5	1.170	34.2
1.070	14.5	1.175	35.2
1.075	15.5	1.180	36.2
1.080	16.5	1.185	37.3
1.085	17.4	1.190	38.3
1.090	18.4	1.195	39.4
1.095	19.4	1.198	40.0*
1.100	20.4		

注* 20 °Cにおける飽和値

*ソーダハンドブック ソーダ工業会(1998)・
J I S K 1310-2 : 2000 より引用